

## ハーバーマス／ムフの対立を超える —— ルメンス／アブツの政治理論を参照点として ——

崔 昌 幸

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻  
〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

**要旨** 本稿の目的は、社会学者ユルゲン・ハーバーマスの社会／政治理論と、彼を痛烈に批判するシャントル・ムフとの間で繰り広げられている対立を乗り越えるための方法を模索する試みにある。一方でハーバーマスの社会／政治理論は、市民社会や公共圏といったインフォーマルな領域から、立法府や行政府、裁判所といったフォーマルな領域に対して、公論が滞りなく反映される「合意」モデルを重視している。他方でムフのそれは、まず政治的な「敵対者」という対象を設定したうえで、そうした対象とのヘゲモニー闘争によって政治を作りあげていくという「闘技」モデルを重視している。本稿ではこうした「合意」モデルと「闘技」モデルとの対立を超えるために、ステファン・ルメンスとコーエン・アブツによる「過激主義の同心円封じ込め」モデルを参照点として、その方法を模索している。これにより、「合意」モデルと「闘技」モデルの双方に立脚した、新たな政治理論の可能性を提示することが可能である。

### 1. はじめに

この複雑化した現代社会は、政治への失望／無関心によって席巻されている。しかし他方で、極右／極左政党やポピュリズムに代表されるように、政治に失望／無関心を抱く人々を取り囲み、動員するような過激な論調や言説も見られる。とりわけ顕著であるのが、主に先進諸国で見られる極右的な排外主義の高まりである。このことは裏を返せば、戦後、リベラル・デモクラシーのもとに発展してきた社会民主主義的政治観が危機の中にあるといえる。政治や民主主義は、こうした状況のもとで問い直しを迫られているのである。

こうした認識のもと、本稿ではまず社会学者ユルゲン・ハーバーマスが提起する協議的民主制(Deliberative Demokratie)<sup>1)</sup>を整理し、若干の考察を加える。またハーバーマスの「政治的なもの」についても考察する。次に、その「政治的なもの」をめぐるハーバーマスを幾度となく批判する、ラディカル・デモクラシーの旗手である

シャントル・ムフの議論を整理し、考察したうえで、彼女の左派政治批判を乗り越える、オルタナティブな道を模索する。そのためにステファン・ルメンスとコーエン・アブツの政治理論、とりわけ彼らが提唱する「過激主義の同心円封じ込め」モデルを参照点とする。こうした手順を踏むことで、ハーバーマス／ムフの対立を超えてみたい。そのためにまず、ハーバーマスの協議的民主制がいかなる社会／政治理論であるのかについてスケッチすることから始めよう。

### 2. ハーバーマスの社会／政治理論 —— 協議的民主制とは何か

ハーバーマスは後期代表作『事実性と妥当性』(1992年初版)の第7章「協議的政治——民主主義の手続き概念」において自身による協議的民主制論を明確に打ち出す。その前半部分で、ハーバーマスは「われわれの法理論的考察の成果によれば、協議的政治の手続きが民主的過程の核心部分をなす。民主主義のこのような解釈は、従来の

民主主義モデルが前提していた、中央集権の国家を頂く社会という概念に対して別の理解をもたらす。それは、経済社会の保護者としての国家という自由主義的概念、あるいは国家により制度化された倫理的共同体という共和主義的概念、これらいずれとも異なるのである」としたうえで、そこでまず、自由主義的見解と共和主義的見解との対比が行われる (Habermas 1992 : 359=2002-2003 : 下 19-20)。ハーバーマスによれば、自由主義的見解にあっては、民主的過程は利害の妥協という形式で実施される一方、共和主義的見解にあっては、民主的意思形成は倫理的かつ政治的自己了解の形式で実施されるという<sup>2)</sup>。そのうえで、討議理論は、自由主義と共和主義の双方の要素を取り入れて、これらを審議と議決のための理想的手続きという概念に統合する機能を有するとする。またこうした民主的手続きは、語用論的熟慮、妥協、自己了解討議、正義の討議といったものの間の内的連関を作り出す。つまり、問題解決の必要な情報の流通および情報の適切な加工という条件下での理性的かつ公正な結論が得られるという推定を根拠づける機能をも有するとするのである (Habermas 1992 : 359=2002-2003 : 下 20)。

ハーバーマスはこのように、まず討議理論が協議的民主制にとっていかに重要な位置を占めるかについて考察を加えることで、協議的民主制を析出し、説明しようとする。彼は「討議理論は、民主的意思形成・意思形成の高度なコミュニケーション形式がいかにして制度化されうるか、という問題に対する首尾一貫した解答として、法治国家の諸原理を把握する」としたうえで、次のように述べる。

この討議理論にとって、協議的政治の成功は、集合的行為能力をもつ市民層にかかっているわけではなく、適切な手続きとコミュニケーション前提の制度化、そして制度化された審議と非公式の世論との協働にかかっている。国民主権の手続き化、ならびに政治的公共圏という周辺のネットワークへの政治システムの再結合は、脱中心化された社会という像に合致する。討議理論が重視するのは、民

主的手続きを通じて、もしくは政治的公共圏のコミュニケーションの網の目において実施される、了解過程のより高次の間主観性 (böberstufigen Intersubjektivität) である。こうした主体なきコミュニケーションによって、議会および議決のために組織されたその諸機関の内外で議論の場が形成され、そこでは、いずれにせよ合理的な意見形成・意思形成が、全体社会的に有意義で規制を必要とする事柄を通じて実施される (Habermas 1992 : 361-362=2002-2003 : 下 22-23)。

このように、ハーバーマスによる協議的民主制は、いわゆる民主主義の複線モデル、すなわち二回路モデル (Two-Track Model) によって説明される。このモデルは、①システムとしてのフォーマルな領域における政治と、②生活世界としてのインフォーマルな領域における政治、という二つのコミュニケーションが重要となる。このフォーマルな領域とは、立法府や行政府、裁判所であり、インフォーマルな領域とは、もっぱら市民社会である。協議的民主制の二回路モデルは、このインフォーマルな領域 (生活世界) からフォーマルな領域 (システム) への政治的働きかけ (社会運動や投票行動、ロビイングなど) が重要な点の一つとなる。またこの図式は、言わば私的領域から公的領域への世論の反映過程が焦点となる。このコミュニケーションの流れが滞ることなく行われるとき、はじめて協議的民主制は達成される。

しかしながら複雑化した現代社会では、法の制定などの政治的行為に対して、市民らが直接的に影響を及ぼすことは大変困難である。そこでハーバーマスは、多くの市民らが市民社会という生活世界に参入し、自らの意見を出し合うことによって、少しでも正当な「公論」や「合意」を得ることが重要であると考えた。そのためには、市民社会から政治システムへの政治的働きかけの反映過程や、国家がそれらをくみ上げる制度や仕組みが重要であり、この反映過程や制度、仕組みが整備されていれば、そこにはコミュニケーションの権力 (Kommunikative Macht) が発生するとされる。

そして、フォーマルな領域における討議を通過し、正当な法として制定されることにより、その権力は、政治的権力へと転換される。この一連の過程が、協議的民主制の基礎であり、協議的政治 (Deliberative Politik) の実践に他ならない。

協議主義的政治の概念は、多様なコミュニケーション形式を考慮に入れて、はじめて経験とのつながりを獲得できる。というのも共同意志は、倫理的自己理解への途上でだけ形成されるのではなく、利害調整および妥協、目的合理的な手段選択、道徳的基礎づけおよび法的一貫性の吟味によっても形成されるからである。……対話的政治と道具的政治は、それぞれに対応するコミュニケーション形式が十分に制度化されるなら、協議という媒介によって組み合わせられることになる。このように、すべては制度化された意見形成・意志形成に正統化の力を与えるコミュニケーションの諸条件および手続きにかかっている (Habermas 1996 : 284 = [2004] 2012 : 277)。

こうしてハーバーマスは、政治過程の多面性では、あらゆるコミュニケーション形式を通して共同意志が形成されるとする。つまり、彼が想定するコミュニケーションは、例えばアイデンティティや生をめぐる討議、利害関心や利益の調整にもとづく討議、さらには規範／法といった不偏不党性に関する討議など、さまざまな意味づけがなされている。

さて、以上のように協議的民主制を概観してきたわけであるが、次に、ハーバーマスによる「政治的なもの」という観念について考えてみたい。こうした作業を通じて、ムフによるハーバーマス批判がより一層浮き彫りになることであろう。

### 3. ハーバーマスの「政治的なもの」 ——ポスト世俗化社会論において

ハーバーマスの「政治的なもの」は、とりわけ彼によるポスト世俗化社会論において見出される。この社会論は、9.11 アメリカ同時多発テロ以後

の政治と宗教の関係性が再考されたことにより、より一層注目されるものとなっていった。ハーバーマスにとってもそれは同様であり、彼は2000年代に入り、リベラルな近代国家における政治と宗教について論じることとなったのだった<sup>5)</sup>。彼の「政治的なもの」をめぐる使命は明白である。それは、われわれの社会において、切っても切り離すことのできない宗教と政治という絡み合った布置連関から「政治的なもの」の意味を改めて問い直し、析出するというものである。つまり「政治的なもの」という観念が今日、宗教から切り離され、居場所を失いながらも、そうした状況のなかでどのようにその「政治的なもの」に新しい包括的意味を探ることができるのかということと同義である (Habermas 2004 : 190)。

ハーバーマスによれば、長い歴史のなかで「政治的なもの」は個々人を集合的に結びつける機能を果たすと同時に、政治に対して正統性を付与するという機能をも果たしていたという。すなわち法と政治が、宗教的信念ないし実践と結びつくことによって、統治者の命令に対して人々が服従することを担保していたのだ。つまり、政治と宗教との不可分な関係性が、「政治的なもの」を救済し、概念として説明しえたのである。彼の考察によれば、このことは元来から当然視されていたのだ (Habermas 2011 : 17-18)。

しかしながらハーバーマスは、時代の流れとともに次第に宗教的社会は世俗化していったと論じる。彼にとって世俗化が意味するものとは、市民らによる、民主的に権利を主張し、行使しうる能力を力の源泉とするものであって、同時に、政治的権力の正統性から権威を析出するものでもある。またそれは、「政治的なもの」という観念を、政治システムという場から市民らによる生活世界における、民主的な意見形成／意思形成へと譲渡させるものでもある。したがって宗教的共同体であろうが世俗的共同体であろうが、市民社会ないし公共圏のなかで市民生活を営む限りにおいて、市民らは協議的政治に参画することが望まれる。言い換えれば、世俗化された社会にあっては、世俗的市民／宗教的市民の双方が、お互いを、民主的共同体における同様のメンバーとして見なすと同

時に、双方が帰属するそうした民主的共同体の集団的帰属意識は、必然的に双方の相互行為によって影響を受けることとなる。つまり「政治的なもの」という観念は、宗教をたびたび参照し続けていくと同時に、政治システムから市民社会や公共圏へと移行するのである (Habermas 2011: 24)。

こうした問題はハーバーマス自身によって、その後も論じられることとなる。彼は「社会契約説の流れをくむ古典的著作は『政治的なもの』の概念にかんして宗教をまともに参照して」こなかったとしながらも、例外としてジョン・ロールズは、市民社会における宗教と政治の問題を論じてきたことを評価する。そうした知見を借りたうえで、ハーバーマスは「協議的政治とは、宗教的公民が非宗教的公民と同じように理性を公共的に用いることで成り立っている」と断言するのである (Habermas 2012: 250=2014: 25)。そして彼は「『政治的なもの』は、国家から市民社会に移動しながらも、宗教を依然として一つの参照項」としていると述べ、やはりロールズが提示する「理性の公共的使用」という考えを引き合いに出す。そのうえで、その考えは「政治や政策とは異なる『政治的なもの』をしかるべきかたちで解釈するにあたって、宗教が公共圏で果たす固有な役割がどのような意味で役に立つのかを明らかにするうえで、重要な手がかりになることが示唆され」とするのである (Habermas 2012: 252=2014: 26-27)。そのうえで彼は、以下のように強調する。

行政という意味での政治や制度化された権力政治を乗り越える唯一の要素は、下からわきあがる公共的コミュニケーションのインフォーマルな流れを絶やさず、コミュニケーション的自由のアナーキーな行使を通じて生じます。こうしたコミュニケーションの回路を通してのみ、原理主義に陥らない活気に満ちた宗教共同体は、民主的な市民社会において変革の力になりえます。そして、宗教的な意見と世俗的な意見がぶつあって規範的な問題をめぐる活発な論争が生じる時、そのような宗教共同体の力は一層強いものとなるのです (Habermas 2012: 252=2014: 27)。

以上のようにハーバーマスは、宗教的な意見と世俗的な意見のぶつかり合いをむしろ「歓迎」する。しかし同時に彼は、そのためには宗教的市民らに対して、宗教的な意見の真理を万人が分かる仕方で「翻訳」することも求める (Habermas 2012: 253=2014: 28)。なぜなら宗教的伝統の内部にある規範の内容は、公共圏において誰もが参画可能な仕方で呈された時、初めて世俗的市民らが認識することができるからである。

こうしてハーバーマスは、「政治的なもの」は民主主義に適合するように変形したということ認めるものの、宗教とのつながりを失ったわけではないと結論づける。つまり「民主的な討議の場では世俗的市民と宗教的市民は相補う関係にあり、そうした「両者の関わり合いこそが、市民社会を土壌とし、公共圏でのインフォーマルなコミュニケーションのネットワークを通して成長する民主主義のプロセスを構成する」。そしてこうした事態にあっては、「宗教共同体が市民社会の極めて大きな影響力を持ち続ける限り、正統化プロセスへの宗教共同体の貢献は、少なくとも間接的には宗教を参照するものとなる」。つまり、このとき「政治的なもの」は、現代の世俗国家の内部にあっても、なお宗教を参照しつづけているのである (Habermas 2012: 255=2014: 30)。そして彼は、以下のような答えに達する。

宗教は道徳に還元することも倫理的価値志向と同化することもできません。にもかかわらずこの二つの要素の存在を絶えず気づかせてくれます。宗教的市民と非宗教的市民がともに理性を公共的に使用することで、多元主義型市民社会の協議的政治が活発になることは言うまでもありません。広い意味での政治文化に資する宗教的伝統の意味論的な潜在力はこうして回復されるのです (Habermas 2012: 255=2014: 30)。

こうした答えは、公共的理性（さらにはコミュニケーション的合理性）を追究するハーバーマスの思想が色濃く反映されているものであるといえよう。すなわちポスト世俗化社会にあっては、

ハーバーマスにとっての「政治的なもの」とは、一方で確かに宗教との関係を維持しながらも、他方でもはや世俗国家における、時間とともに彫琢されていく「一つのプロジェクト」として捉えられるのである (Habermas 2012: 256=2014: 31)。言い換えればハーバーマスの「政治的なもの」は、同じ政治文化を有する世俗的／宗教的市民らによる共同体を維持する機能を果たすのであり、同時に、公共的理性にもとづく協議的政治を支える、一つの政治的要素なのである。

さて、以上、ハーバーマスの「政治的なもの」を見てきた。ハーバーマスにとっての「政治的なもの」は、端的に言えば協議的政治を支えると同時に、世俗的／宗教的市民らの協働を促す機能を果たしていた。しかしながらこうした議論にあっては、社会民主主義者たるハーバーマスの社会／政治理論や「政治的なもの」を徹底的に批判するムフの主張を抜きにして語ることはできないであろう。そこで次に、まずムフによる左派政治批判を整理したうえで、彼女によるハーバーマス批判を見ていきたい。そして最後に、ハーバーマス／ムフの対立を超えるために、冒頭で示したルメンス／アブツの政治理論を参照点としていきたい。

#### 4. ムフによる批判

##### 4.1. ムフによる左派政治批判

ムフは政治哲学者としてのキャリアをスタートさせてから、幾度となく、左派政治批判を展開してきた。例えばエルネスト・ラクラウとの共著『民主主義の革命』の序論部分で、ラクラウ／ムフは「今日、左翼思想は岐路に立ちいつている」としたうえで、あらゆる歴史的変容によって、左派政治は「ずたずたに切り裂かれてしまった」という認識を示している (Laclau and Mouffe [1985] 2001=[1992] 2012: 36)。

こうした左派政治批判の矛先は、まずウルリッヒ・ベックやアンソニー・ギデンズといった、中道を謳う再帰的近代論者らに向けられることとなる。彼らが提出した、いわゆるポスト伝統的な社会／政治理論は、確かに一定の影響力を及ぼしたことは間違いないだろう。例えばドイツのシュ

レーダー政権はベックの「新中道」構想を、イギリスのブレア政権は、そのブレンであったギデンズの「第三の道」を、それぞれ政権運営に反映させた。しかしながらムフからすれば、労働党および社会民主党によって担われたこうした新たな政治は、中道を謳いながらも、実質的には新たな左派政治であった。

ムフはこうした左派政治を厳しく批判する。彼女は、ベック／ギデンズによる社会／政治構想を、かつてカール・シュミットが提示した「友と敵の区別」や、そこから生じうる「敵対性」の次元の出現、すなわち (ムフが述べる意味での)「政治的なもの」を無視した構想であるとする。そのうえで、こうした構想は、表向きには対話にもとづいたコスモポリタニズムの構想であるとしながらも、実質的にはお互いが相手側を敵対視し、排除や殲滅しようとする、偏りのある、攻撃的な闘争状態を招きかねないと主張するのである (Mouffe 2000=2006: 165-171)。こうした主張は大きく三つに大別できる。ここでは権永嗣 (2014: 161-162) の整理をもとに、その主張を見ていこう。

第一に、ベック／ギデンズの社会／政治理論は、「対抗者」という概念を政治から排除してしまうという批判である。とりわけムフは、ベック／ギデンズのような、ラディカルな中道を示唆する人々は「私たちが現在生きる社会にはもはや社会的分断や対立の構造がない」ということを念頭に置いているとしたうえで、こうした政治的態度は、むしろ「ラディカルな政治の基本的要素を無にするもの」であるとしている。彼女によれば、民主主義の条件として、異なるイデオロギーを持つ集団の間で、自らのヘゲモニーを目指して政治的に競合する状況をあげている。そのうえで彼女は、このヘゲモニーこそが重要であり、ヘゲモニーの間で起こりうる政治的衝突によってお互いが殲滅しあうことがないように、政治的な「敵」なるものを「対抗者」なるものへと視座転換することでこれを位置づけ、政治的衝突を「闘技 (antagonism)」へと運んでいかなければならないとしている。だからといって、このことが即ち「対抗者」を抹消することを意味しない。

第二に、そうした「対抗者」の存在を抹消する、

ベック／ギデンズらによるポスト伝統的な社会／政治構想は、そうでありながらも「対抗者」ないし「敵」である存在を生み出している。ムフは述べる。すなわち彼女によれば、ポスト伝統的な社会秩序を志向するベック／ギデンズではあるが、そうした思考は暗に伝統主義者や原理主義者を、自分たちの社会秩序が対話の相手ではない者、すなわちムフが述べる「対抗者」ないし「敵」と見なしているという。彼女からしてみれば、ベック／ギデンズのようなポスト伝統的な社会／政治構想を志向する者たちは、モダニティの徹底化によって、伝統主義者ないし原理主義者は消滅の一途を辿るという考えを持っているように映る。しかしそのことによって、伝統主義者や原理主義者といった対立する相手に対する対応を暗に回避しているのではないかというのである。

最後に、ベック／ギデンズによる社会／政治構想にもとづく実践は、経験的な観点から、現実にあらゆる敵対関係を生み出しているという批判がある。確かにベック／ギデンズの社会／政治構想は、欧米諸国に対して一定の影響を与えてきた。しかしながらムフからしてみれば、彼らの新しい左派政治は、結果的に新自由主義的政治をますます深め、新たな対立関係を生み出す一助となってしまったとするのである。

このようにムフは、ベック／ギデンズが展開する実質的な左派政治を厳しく批判する。その概要としては、彼らが政治という舞台において、政治的な「対抗者」を暗に排除してしまっていること、そうでありながらも、そうした排除によって逆説的に「対抗者」や「敵」という存在を生み出していること、そうして新たな対立関係を引き起こしてしまっていること、などがあげられよう。そしてこうした批判の矛先は、当然のことながらハーバーマスにも向けられることとなる。

#### 4.2. ムフによるハーバーマス批判

こうして概観してみると、ムフによる批判の矛先が、ベックやギデンズと同じように左派政治を目指すハーバーマスに向けられることは何らおかしなことではないことは明らかであろう。ハーバーマスもムフも、同じようにラディカル・デモ

クラシーを掲げるものの、その内実は極めて異なる。今まで見てきたように、ハーバーマスは協議的民主制を掲げていたが、ムフもまた自らの民主主義ビジョン、いわゆる「根源的かつ多元的な民主主義 (radical and pluralist democracy)」、あるいは「闘技民主主義 (agonistic democracy)」を掲げたうえでハーバーマスを痛烈に批判するのである。

ここでいう「根源的」とは、政治的対立ないし争いの根源性、ならびにその除去や克服の不可能性を示している。また「多元的」とは、社会におけるあらゆる主張や価値の複数性を示すのに加えて、諸個人や諸集団の政治的意見ないし立場は、あらゆる政治的対立の関係性のもとに生成されるものであって、そうした関係性に先行するかたちで存在する伝統的共同性、文化や信仰の共有、あるいは何らかの客観的ないし合理的な真理や認識の共有などによって、政治が一元的に、あるいは包括的に説明され、決定されうるものではないという考えを示している。つまりムフは、政治的他者との対立関係のなかで諸個人ないし諸集団は、政治的立場や意見を構築していくという考えのもとにあるといえる。

さて、それでは具体的に、ムフはいかなるハーバーマス批判を展開しているのだろうか。例えばハーバーマスとムフは、民主主義を考えるうえで、それぞれ「合意」と「闘技」に重きを置いている。しかしながらムフからすれば、ハーバーマスの民主主義観における「合意」モデルは全く受け入れられるものではない。

「反政治」のかけ声、ならびに合意や全員一致の幻想は、民主政治にとって致命的なものとして認識されるべきであり、したがって放棄されるべきものである。政治的境界線の不在は、政治的成熟の表徴では決してなく、民主政治を危機に陥れる空洞化の徴候である。なぜならば、そうした空洞化こそ、その間隙をぬって新種の反民主的な政治的アイデンティティを掲げる極右勢力が占拠してしまう恰好の場になってしまうからである。自らが参与できる民主的な政治闘争が欠落しているところでは、その場は他の形態の自己の帰属化

——それがエスニック的性格のものであれ、民族主義的ないし宗教的性格のものであれ——によって奪取されることになり、反対者もまた、そのような枠組みで規定されてしまう。そうした状況では反対者は、競合しあう「対抗者」として認識されることはなく、むしろ破壊されるべき「敵」としてのみ認識されてしまう (Mouffe 1993=1998: 11)。

ムフからしてみれば、ハーバーマスが目指すような「合意」モデルにあっては「政治的境界線の不在」こそが今日の民主主義政治を危機に陥れる要因に他ならない。またこうした「合意」モデルは、いわゆる全体主義に親和的なモデルであるとムフは看破する。すなわち「和解困難な対立的矛盾を解消した透明な社会の神話を放棄することが肝要なのである。というのも、そうした類の幻想こそ、全体主義に帰着してしまうからである」(Mouffe 1993=1998: 37)。

またムフは、ハーバーマスにおける合理性ないし理性についても疑問を呈している。彼女はハーバーマスを念頭に置いたうえで「欺瞞のない理性的なコミュニケーションと、理性的な合意にもとづく社会的統一への合理主義的な熱望は、根本的に反政治的である。……政治は合理性の限界を示すものであるがゆえに、政治を合理的に還元してしまうことはできない」としている (Mouffe 1993=1998: 226)。さらに、ムフの観点からすれば、全体主義に親和的であり、かつ合理性ないし理性にもとづいたハーバーマスの「合意」モデルは、最終的には単一の意見に収斂してしまう危険性を孕んでいるとも捉えられる。すなわち「あらゆる合意は必然的に排除という行為にもとづいている」のである (Mouffe ed. 1999=2006: 43)。

このように、同じラディカル・デモクラシーを掲げる両者ではあるものの、その内実は全く異なることは明らかであろう。ムフからしてみれば、ハーバーマスは複数性や多元性、敵対性をことごとく排除し、単一の合意のみを志向しているように見えるのである。それはまた、全体主義に親和的とも捉えられる。

それではハーバーマスの社会／政治理論は可能

性を失ってしまったのだろうか。たしかにムフによるハーバーマス批判は的を射ていよう。しかしながら本稿は、それでもなおハーバーマスの社会／政治理論の再構成が可能であるという立場にある。そのため次に、冒頭で示したように、ルメンスとアブツが提唱する、「過激主義の同心円封じ込め (The concentric containment of extremism)」モデルについて見ていきたい。このモデルにより、ハーバーマス／ムフの対立を乗り越える道が模索されることであろう。

## 5. ハーバーマス／ムフの対立を超えて —— 限界と可能性

ルメンスとアブツが提唱する「過激主義の同心円封じ込め」モデルとは、簡潔に述べればハーバーマスの二回路モデルと、ムフの闘技民主主義論を組み合わせたモデルである (Rummens and Abts 2010: 653-658; 大竹 2022: 209-217)。ルメンス／アブツにしたがえば、このモデルは、協議による〈他者〉の包摂を可能たらしめる手続き主義的民主主義理解と、闘技による〈他者〉の排除を正当化するような実体主義的民主主義理解との対立、つまりハーバーマスとムフによる対立を超克しようとするために提起されたものである。彼らはまず、ハーバーマスの二回路モデルを二つの段階に区別している。先にも述べたように、この段階は、インフォーマルな領域 (市民社会) とフォーマルな領域 (立法府や行政府など) に該当する。彼らが提唱するモデルは、こうした二つの段階のそれぞれを、異なる方法によって再構成するのである。

まず、インフォーマルな領域にあっては、政治的過激派やそれを取り巻く支持者たちにも政治的共同体に属する市民として、公共的討議へのアクセス可能性を持っているという前提がある。つまり他の市民は、こうした過激派の意見に対しても積極的に聞き入れる姿勢が求められ、それにより過激派の動機なども理解する必要がある。一方、フォーマルな領域にあっては、立法や政治を行うに際して、あらゆる手段によって政治的過激派は断固として排除されねばならない。また、そうし

た過激派との妥協点を見出す必要性もないのである。こうしたことから明らかなように、インフォーマルな領域にあっては包摂的な (inclusive) 戦略を採用する一方、フォーマルな領域にあっては抑圧的な (oppressive) 戦略が採用されねばならないというわけである。

このモデルにあっては、政治的過激派は、フォーマルな領域において過激な「敵対者」として排除される一方、インフォーマルな領域において民主的な「対抗者」として、つまり協議の過程における参加者として受け入れられることとなる。ルメンス／アブツによれば、一方でフォーマルな領域における闘技の参照点となりうるのが紛れもなくヘゲモニーの獲得である。そこでは、ヘゲモニーを獲得した自由民主主義制度がその他の政治理念ないし制度を脱正統化するに至る。しかしながらヘゲモニーの獲得に成功した自由民主主義制度は、自らを相対化することで、自らが獲得したヘゲモニーを他の政治理念ないし制度に譲渡することは禁止されるべきである。そのため、過激派に対して行われる対処としては「敵対者」を徹底的に排除するということがあげられる。

しかし、他方でインフォーマルな領域にあっては、フォーマルな領域から排除されるような政治的過激派がそのような対処を受けてはならない。つまり自由民主主義制度ないし理念がヘゲモニーを掌握している限りにおいて、いくら政治的に過激であったとしても、インフォーマルな領域ではその存在が許容されなければならないのである。このことから明らかなように、インフォーマルな領域にあっては、フォーマルなそれとは違い、政治的に過激であったとしても「対抗者」として迎え入れられなければならないというわけだ。

ルメンス／アブツが唱えるこの「過激主義の同心円封じ込め」モデルにあっては、インフォーマルな領域 (市民社会) において、闘技的対処が採用されることはなるべく避けられなければならない。つまり市民社会は包摂を目指す協議空間が目指される。彼らによれば、こうした空間にあっては、市民的権利に対する抑圧は慎重になるべきである。また、こうした抑圧の制限は、市民らの、協議を通じた規範的理解を「培養」するための必

須条件であるのだ。

ではフォーマルな領域においてはどうか。ルメンス／アブツは、こうした領域における政治的過激派、つまり「敵対者」の排除実践の方法については必ずしも明らかにはしていない。だが、例えば過激派政党の禁止、政党の過激な言論の規制、あるいはそうした政党への助成金などの停止などがあげられよう。いずれにせよ、このように市民社会にあってはハーバーマスの「合意」モデルが採用されるが、議会や裁判所などの公的領域においてはムフの「闘技」モデルが採用されるべきであるというのが「過激主義の同心円封じ込め」モデルの戦略なのだ。

以上、ルメンス／アブツが提起したモデルについて見てきた。これまでの概説から明らかなように、彼らのモデルは「合意」モデルでも「闘技」モデルでもない、オルタナティブなモデルとして提起できるであろう。また、こうしたモデルは、ハーバーマスに対するムフの批判の「受け皿」としての機能も果たしうる。ムフからすれば、ハーバーマス・モデルは最終的に単一的な合意へと収斂していくがために、その他一切の意見は暗に排除されるものであった。しかし「過激主義の同心円封じ込め」モデルにしたがえば、確かにフォーマルな領域においては、政治的に過激な要素は選別的に「封じ込め」られるものの、インフォーマルな領域においては、むしろそうした過激な意見をも取り込まなければならない。そのため、市民社会ないし公共圏から、立法府や行政府などへと、世論が滞ることなく影響を与えるとき、そこには過激な意見もまた内包される。言い換えれば、非理性的かつ非合理的で、過激な意見は、ハーバーマスの「合意」モデルのように締め出しを直接的に被ることがないのである。

しかしながらこうしたルメンス／アブツのモデルに対してもいくつかの疑問を投げかけることができよう。第一に、「過激主義の同心円封じ込め」モデルがいくらハーバーマスの「合意」モデルと、ムフの「闘技」モデルを組み合わせたものであるといっても、結果として、フォーマルな領域においては直接的ではないにしろ、過激な意見の排除が行われているというものである。つまり、ハー



バーマスとムフによる主張の可能性のみを抽出し、限界については恣意的に度外視されてしまっているというものである。また第二に、フォーマルな領域において過激な意見が締め出されるとして、そうした排除実践に果たしてどの程度の効力があるのかというものである。先に示したように、本稿では過激派政党の禁止、政党の過激な言論の規制、あるいはそうした政党への助成金などの停止などをあげたが、こうした排除実践がどこまで機能しうるのだろうか。また、仮に機能したとしても、それは権威主義体制の再興へと繋がりがかねないのではないだろうか。最後に、そもそも「過激主義の同心円封じ込め」モデルは、どの程度の実践によって、政治的正統性を兼ね備えたモデルとして初めて達成されたといえるのかというものである。例えば、世論が、立法府や行政府などのフォーマルな領域に反映されることによって政策決定に正式に効力を及ぼしたとして、それが「過激主義の同心円封じ込め」モデルの達成へと直結するのだろうか。こうした達成の尺度は依然として曖昧なままである。

しかしながら、ルメンス／アブツによる提起は、確かにいくつかの疑問があるが、これまで硬直状態にあり続けるハーバーマス／ムフの対立に一石を投じるものであることもまた間違いないであろう。こうした、「合意」でも「闘技」でもないオルタナティブなモデルはさらに洗練化されるべきである。ではそのためにはどうすべきか。本稿においては、インフォーマルな領域（市民社会）における対処、フォーマルな領域（立法府や行政府）における対処の二つに大別して考えてみたい。

まず、インフォーマルな領域においては、市民教育による市民らの政治学習が有効であろう。「過激主義の同心円封じ込め」モデルにしたがえば、こうした領域では、政治的過激派を包摂する必要があるし、またそうであらねばならない。しかしながら市民らの政治的リテラシーが低ければ、そうした包摂実践は困難であることは想像に難くない。こうして市民らによる政治学習によって、政治的過激派を包摂するとともに、そうした過激派をあくまで政治の「対抗者」として見なすことを推奨するのである。また、そもそもインフォー

マルな領域における協議それ自体が政治学習となりうる。市民らは協議というかたちで政治に参画していくことによって、自らが政治の担い手であることを自覚し、社会的、経済的、政治的諸問題にコミットしていくわけである。

次に、フォーマルな領域においては、先にあげた過激派政党の禁止、政党の過激な言論の規制、あるいはそうした政党への助成金などの停止などが有効であるとしたが、これ以上に考えるべきは、そもそもこうした対処がなぜ必要不可欠なものであるのかを問うべきであろう。それは、民主的なシステムを維持するに際して、政治的過激派の存在によって、民主主義が座礁に乗り上げることを回避すべきであるという考えに起因する。言い換えれば、政治的過激派の存在が、ハーバーマスが提起する協議的民主制にとっては「対抗者」というよりはむしろ「敵対者」となるからである。しかしながら、ここで強調しなければならないのは、そうした「敵対者」にあっても、国家のメンバーシップそのものを剥奪すべきではないということである。確かにフォーマルな領域においては、政治的過激派は制限を受けるべきであるが、彼らの市民としての存在を否定することと同一視すべきではない。つまり民主主義国家という政治的共同体から、そうした過激派を排除することは完全に誤った対処である。あくまで彼らの参政権を制限すべきであり、その民主主義国家の市民としての権利を制限したり、否定すべきではないのである。

## 6. おわりに

さて、以上、ルメンス／アブツによる「過激主義の同心円封じ込め」モデルにしたがいがいながら、ハーバーマスによる「合意」モデルでも、ムフによる「闘技」モデルでもない、オルタナティブなモデルについて辿ってきた。ハーバーマスにしる、ムフにしる、示唆的な民主主義的政治観を提示していることは間違いない。しかしながらこうした対立を超える必要があることもまた確かであろう。

そのためにこそ新たなモデルが必要である。本稿において論じてきたルメンス／アブツの「過激

主義の同心円封じ込め」モデルはその最たる例である。その核心にあるのは、インフォーマルな領域における包摂と、フォーマルな領域における排除である。確かに「過激主義の同心円封じ込め」モデルは限界こそあるものの、こうしたモデルによる新たな民主主義的政治観の提示は維持されるべきである。そのためには、このモデルの、さらなる洗練化が今後、期待される。これを達成するためには、包摂／排除という二項対立を越えた、第三の政治的実践活動が要請されるべきなのである。

### 注

- 1) ドイツ語の *Deliberative Demokratie* に対してはさまざまな邦訳があるが、本稿においては『事実性と妥当性』の邦訳を参照点とし、「協議的民主制」と邦訳したい。
- 2) ハーバーマスの一方で自由主義的見解における妥協形成は、普通・平等選挙、議会の代表制、議決様式、議員規則などによって結論の公正を保証するとし、他方で共和主義的見解においては、協議が、内容の面では、市民たちの文化的に熟知された背景の基本合意に依拠しようとする (Habermas 1992: 359=2002-2003: 下 20)。
- 3) 協議的民主制に対する批判は、討議倫理学 (Diskursethik) の観点からのものもある。例えばハーバーマスの政治理論を支える討議倫理学は、民主主義実践にもとづく西欧中心主義に陥っているという指摘、それに関連して形式主義に依拠する討議倫理学は、現実における規範を実現しようとするに際し、特定の文化や習慣、道德などの具体的根拠が何もないがために、コミュニケーションや討議が、合意形成過程では、機能しようとは言いがたいという指摘などがある。こうした指摘に対してはハーバーマス自身もそれぞれ認めている (Habermas 1991: 12=2005: 25 や Habermas 1983: 119=2000: 172 など を参照)。詳しくは日暮雅夫 (1999) などの先行研究を参照されたい。
- 4) ベックは、再帰的近代化は「工業社会という一つの時代全体の、創造的 (自己) 破壊の可能性を意味している」としたうえで、「仮に単純な (あるいは、従来正統視されてきた) 近代化が、本質的に、まず工業社会という社会形態による伝統的社会形態の脱埋め込みと、次に工業社会による伝統的社会形態の再埋め込みを意味するとすれば、再帰的近代化とは、まず、もう一つのモダニティによる工業社会の脱埋め込みを、次に、もう一つ別のモダニティによる工業社会の再埋め込みを意味している」とする。つまり「再帰的近代化とは、発達が自己破壊に転化する可能性があり、またその自己破壊の中で、一つの近代化が別の近代化をむしばみ、変化させていくような新たな段階である」と定式化している (Beck 1994=1997: 11-12)。この認識のもとでベックは、単純な近代化と、再帰的近代化の違いを四点に絞っている (Beck 2000: 28)。それらは ① グローバル化、② 個人化の過程の強化、③ 自然と社会の関係性の変化、④ ヴァーチャル・デジタル資本主義の出現、の四点である。
- 5) 例えばハーバーマスは、9. 11 直後の 2001 年 10 月のとある記念講演にて、「ポスト世俗社会化」テーゼを提起している (Habermas 2004: 13=2009: 270)。

### 参考文献

- Beck, Ulrich, 1994, "The Reinvention of Politics: Towards a Theory of Reflexive Modernization", *Reflexive Modernization: Politics Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, pp. 1-55. (=1997, 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳「政治の再創造——再帰的近代化理論に向けて」, 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三訳『再帰的近代化——近現代における政治, 伝統, 美的原理』, 而立書房, pp. 9-103.)
- , 2000, *Freiheit oder Kapitalismus: Ulrich Beck im Gespräch mit Johannes Wilms*, Suhrkamp.
- 権永嗣, 2014, 「再帰的近代社会における敵対性——『不安の共同体』の形成と『政治的なもの』」『千葉商大論叢』51(2): 157-172.
- Habermas, Jürgen, 1983, *Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp. (=2000, 三島憲一・中野敏男・木前利秋訳『新版 道德意識とコミュニケーション行為』, 岩波書店.)
- , 1991, *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp. (=2005, 清水多吉・朝倉輝一訳『討議倫理』, 法政大学出版局.)
- , 1992, *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaates*, Suhrkamp. (=2002-2003, 河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究 上・下』, 未來社.)
- , 1996, *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Suhrkamp. (=2012, 高野昌行訳『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』, 法政大学出版局.)
- , 2004, *Glauben und Westen*, Suhrkamp. (=2009, 大貫敦子ほか訳「信仰と知識」『引き裂かれた西洋』, pp. 267-280, 法政大学出版局.)
- , 2011, "The Political": The Rational Meaning of Questionable Inheritance of Political Theology, *The Power of Religion in the Public Sphere*, (ed.) Eduardo Mendieta and Jonathan Van Antwerpen, Columbia.
- , 2012, *Das Politische, Nachmetaphysisches Denken 2*, Sshurkamp, pp. 238-256. (=2014, 箱田

- 徹・金城美幸訳「政治的なもの——政治神学のあいまいな遺産の合理的意味」, エドゥアルド・メンディエッタ／ジョナサン・ヴァンアントヴェルベン編『公共圏に挑戦する宗教——ポスト世俗化時代における共棲のために』, 岩波書店, pp. 15-31.)
- 日暮雅夫, 1999, 「フランクフルト学派における討議理論の展開——ハーバーマスとホネットを中心に」『盛岡大学紀要』18: 13-22.
- Mouffe, Chantal, 1993, *The Return of the Political*, Verso. (=1998, 千葉真・土井美德・田中智彦・山田竜作訳『政治的なものの再興』, 日本経済評論社.)
- , 2000, *The Democratic Paradox*, Verso. (=2006, 葛西弘隆訳『民主主義の逆説』, 以文社.)
- Mouffe, Chantal ed., 1999, *The Challenge of Carl Schmitt*, Verso. (=2006, 古賀敬太他訳『カール・シュミットの挑戦』, 風行社.)
- 大竹弘二, 2022, 「代表制民主主義の危機と戦闘的民主主義」, 山崎望編『民主主義に未来はあるのか?』, pp. 193-220, 法政大学出版局.
- Rummens, Stefan and Abts, Koen, 2010, “Defending Democracy: The Concentric Containment of Political Extremism”, *Political Studies*, 58(4): 649-665.

## Beyond the Habermas/Mouffe Conflict: Using Rummens/Abts’ Political Theory as a Reference Point

Changhaeng CHOI

Graduate School of Human and Environmental Studies,  
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

**Summary** The purpose of this paper is to explore ways to overcome the conflict between the social / political theory of the sociologist Jürgen Habermas and Chantal Mouffe, who criticizes Habermas so harshly. On the other hand, Habermas’ social / political theory is based on a “consensus” model in which public opinion is smoothly reflected in the informal domain of civil society and the public sphere, as well as the formal domain of the legislative branch, the executive branch, and the courts. Mouffe, on the other hand, emphasizes the “agonistic” model, in which she sets up a political “opponent” as an object, and then creates politics through a hegemony struggle against that object. In order to overcome the conflict between the “consensus” model and the “agonistic” model, this paper explores a method using the “the concentric containment of extremism” model by Stefan Rummens and Koen Abts as a reference point. In this way, it is possible to present the possibility of a new political theory based on both the “consensus” model and the “agonistic” model.